

3分で分かる！

人材紹介の免許取得マニュアル 【完全版】

 Crowd Agent by Grooves

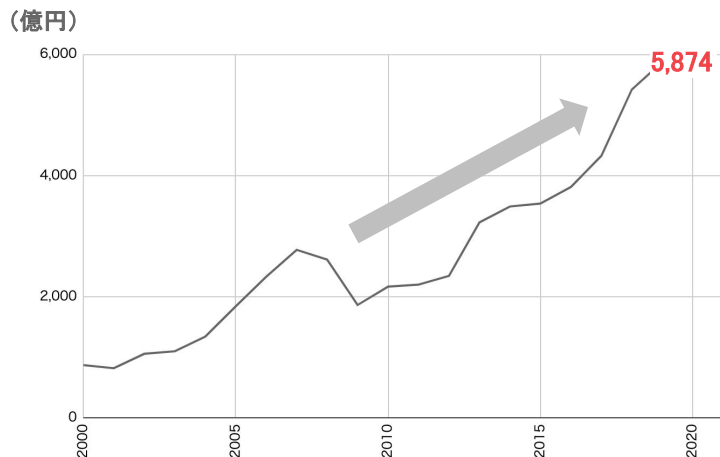


Index

- 人材紹介の免許について
- 免許の取得の許可基準について
 - お金に関する基準
 - 職業紹介責任者に関する基準
 - オフィスに関する基準
- 免許申請に必要な諸経費と書類
- 免許申請の流れ
- クラウドエージェント（求人データベース）について
- お問い合わせ

人材紹介の免許について

人材紹介の免許について



人材紹介事業は、ここ数年右肩上がりで拡大をしている市場の一つとなっています。

令和元年の職業紹介事業の手数料収入は、約5,874億円 となり、6連続過去最高を更新。

有料職業紹介事業所数は、平成30年時点で22,927事業所となり、人材紹介の免許を取得する事業所は増え続けています。

(令和3年3月31日 職業紹介事業報告書より)

人材紹介の免許について

人材紹介は国の許認可事業です。免許を取得しなければ、有料職業紹介をおこなうことはできません。許認可を申請する際には、いくつもの要件があり、提出する書類も非常に複雑なことから、一度の申請で免許が取得できることは難しいです。

同じ免許がいる人材ビジネスとして、人材派遣事業と混在されがちですが、人材派遣よりも初期投資も少なく、免許申請のハードルも低いことから、新規参入が増加し続けています。最近では人材派遣会社が、新規事業として人材紹介の免許を取得することも増えています。

参入障壁の低さから注目されている人材紹介。今回は免許申請時につまづくポイントを中心に、できる限り労働局に数度足を運ぶ必要がないよう、本資料で詳しく解説いたします。

免許取得の許可基準

免許取得の許可要件で重要なポイントは3つあります。

Point 1

「お金」に関する基準

Point 2

「職業紹介責任者」に関する基準

Point 3

「オフィス」に関する基準

有料職業紹介は、求職者の人生を預かる重要な事業です。
事業を的確、安定的に遂行する値する財産があるかどうか判断基準となり、
そのために2つの基準資産を満たす必要があります。

Point 1

基準資産500万円以上

資産額 - 負債額 $\geq$
500万円 $\times$ (追加事業所数 $\times$ 60万円)

- 現金が500万円あればいいというわけではない
- 負債（借入・ローン等）があれば、基準資産500万円を満たさない
- 基準資産を満たすために500万円の借入を行うと、負債額が膨らむだけで基準資産500万円を満たさない
- 個人で人材紹介の免許を取得する方は、住宅ローンや車のローンなども負債に含まれるため、基準資産をクリアできるハードルはさらに高くなる

Point 2

現金・預金150万円以上

（法人の場合、法人名義で150万円、個人の場合は個人名義で150万円以上必要）

現金預金額 $\geq$ 150万円 $\times$ 事業所数

人材紹介は、1事業所（50名）あたりに1名、職業紹介責任者を選任する義務があり、職業紹介責任者は4つの要件にあてはまる必要があります。

Point 1

成人していること

- 職業紹介責任者は常駐常勤が原則のため、兼業でなることはできない

Point 2

3年以上の就業経験を要すること

- 兼業で人材紹介を始めようとお考えの方は、別の方を職業紹介責任者としてたてる必要がある

Point 3

**他の会社の社員ではないこと
（出向・非常勤除く）**

- 職業紹介責任者講習には、新たに理解度確認試験も導入されたため、講習受講後試験に合格して初めて受講証明書が発行される

Point 4

**職業紹介責任者講習の受講が済み
受講証明書が発行されていること**

賃貸契約をしたり、自宅の一部をオフィスに改築した後に
「この事務所では許可がおりない！」とならないよう
事前にしっかりと確認しましょう。

Point 1

**申請法人もしくは個人占有のスペース
(執務室や面談室)があるか**

● ハードルの1つとなっていた「広さ20㎡」の縛りが、2017年に法改正で撤廃

Point 2

**鍵のかかる金庫やロッカーが
設置されているか**

● デザイン重視のオフィスはガラス張りの共有会議室等が多いが、それだと「分けられた面談スペース」として認められなくなる

Point 3

**執務室と面談室が分けられているか。
分けられていない場合は、高さ180cm以上の
パーティションで分けすること。**

● レンタルオフィスで申請する場合は、個室ブースの契約も必須なので、申請前にフリーデスクのみを契約してしまうことのないように注意

● 自宅を事務所と兼用する場合は、玄関から事務所までの導線で、プライベートエリアを通して面談スペースにつながっているレイアウトでは許認可はおりない

免許申請に必要な諸経費と書類

免許申請に必要な諸経費

● 有料職業紹介の免許は、労働局に書類を申請する際に手数料が必要になります。

・ 登録免許税 90,000円

・ 収入印紙 50,000円

合計 約140,000円

● 上記は、1事業所にかかる費用となり、同時に複数事業所を申請する場合は、1事業所につき追加で18,000円の収入印紙が必要となります。

● こちらはあくまで申請にかかる費用のみが14万円～です。その他にも、職業紹介責任者講習受講費や、法人を新設する場合の設立費、オフィスの賃貸契約や業務ツールの契約費など、必要に応じ諸費用が発生します。



法人での免許申請と、個人での免許申請では、必要書類が異なります。

書類 1

有料職業紹介事業許可申請書 3部（正本1部、写し2部）

書類 2

有料職業紹介事業計画書 3部（正本1部、写し2部）

書類 3

届出制手数料届出書部 3部（正本1部、写し2部）

※上限制手数料による場合には提出は不要

書類 4

添付書類2部（正本1部、写し1部）

※詳細は次ページ

① 法人に関する書類

- ・ 定款又は寄附行為
- ・ 法人の登記事項証明書

② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類

- ・ 住民票の写し
- ・ 履歴書
- ・ 代表者役員の法定代理人の住民票の写し及び履歴書
- ・ 職業紹介責任者講習会受講証明書

③ 資産及び資金に関する書類

- ・ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ・ 最近の事業年度における確定申告書の写し
- ・ 最近の事業年度における法人税又は所得税の納税証明書

④ 個人情報の適正管理に関する書類

- ・ 個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

⑤ 業務の運営に関する書類

- ・ 業務の運営に関する規程

⑥ 事業所施設に関する書類

- ・ 建物の登記事項証明書
- ・ 建物の賃貸借又は使用貸借契約書

⑦ 手数料に関する書類

- ・ 手数料表

⑧ 相手先国に関する書類

- ・ 相手先国の関係法令及びその日本語訳
- ・ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳

⑨ 取次機関に関する書類

- ・ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳
- ・ 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類

免許申請の流れ

免許取得支援サービス

powered by  Crowd Agent

クラウドエージェントでは
素早く確実に有料職業紹介免許を取得するために、
クラウドエージェントでは有料職業紹介の許認可申
請代行件数No.1の社会保険労務士法人が、申請に
関わるアドバイスをさせていただきます。

免許申請にかかわる相談は

全て **0** 円

人材紹介の 免許申請を すべておまかせ

免許取得から
紹介事業成功までを
確実にサポート

免許取得はこちら





職業紹介責任者講習の受講



必要書類の作成



免許の申請



審査



現地調査



免許証交付

手続きには審査があり、免許取得までは **2～3ヶ月** 程度かかります。

免許の取得日は毎月1日。最短で許可がおりるのは書類申請後の翌々月末。申請から許可がおりるまで丸2ヶ月を要します。事業開始予定日から逆算してスケジュールをたてて必要書類の準備をしましょう。

再申請となればさらに取得まで2ヶ月かかります。一度で要件を満たせるように事前準備の徹底をしましょう。

採用のDX化を実現する

クラウドエージェント

転職エージェントをネットワーク化。
候補者の母集団形成を実現するプラットフォームを形成しています。



地域・業種・従業員規模問わず全国 **10,000社**以上が導入！



Rakuten



kuraray



安楽亭
ANRAKUTEI

sansan

くらぼん



SECOM



DeNA

・・・
豊富な求人が今すぐお使いいただけます！

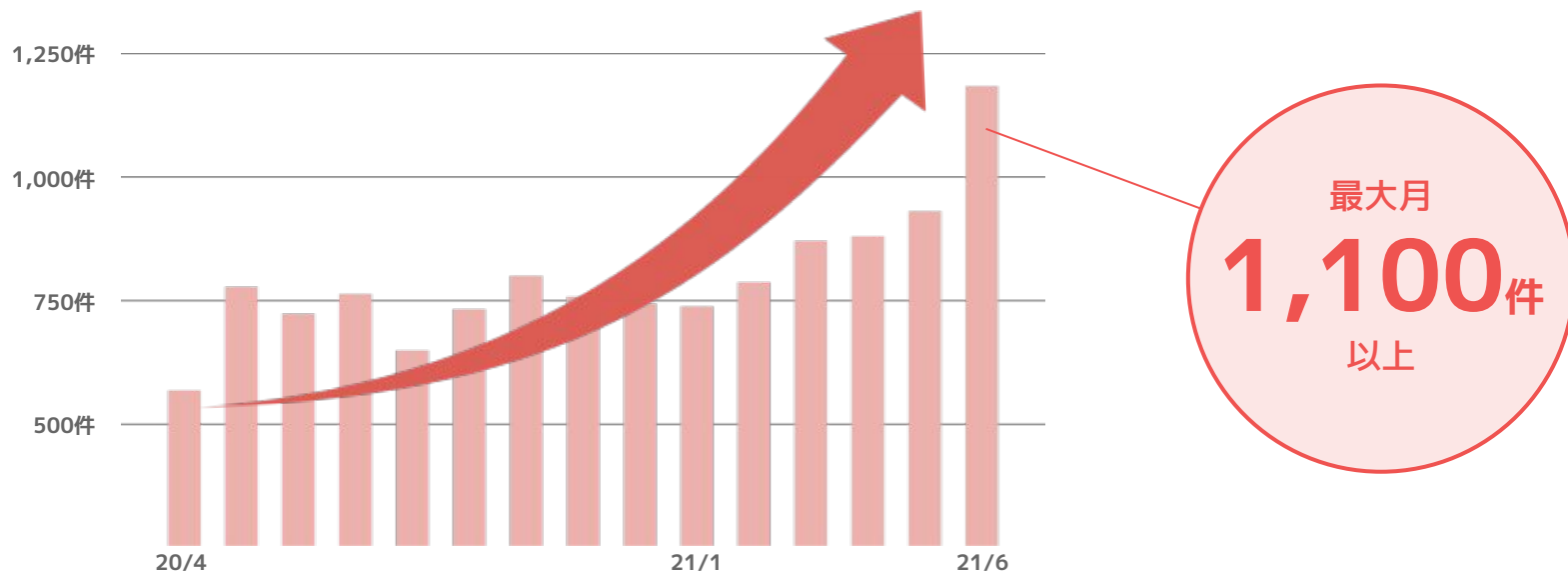


掲載
求人数 **10,000** 件以上

求人転載可能数は
全体求人の**90%以上**
そのまま求職者集客に
ご利用いただけます

求人情報は**随時更新**
常に募集してある求人が
掲載されています

新規掲載求人も毎月掲載！近年上昇傾向で、より充実！



さいごに

お申し込みから **即日〜**でご利用いただけます。

Step 1



お申し込み

- プランに合わせた申込書を作成します。
- 必要事項に記入・捺印のうえ、担当営業までご提出ください。
※PDF・クラウドサインでお申し込みいただけます。

Step 2



ご利用開始

- 申込書受領から即日でアカウントを発行します。
- アカウント発行後、ログインパスワードを設定していただくと、クラウドエージェントへのご利用が開始できます。

Step 3



キックオフ
ミーティング

- 貴社ご担当者さまとのキックオフミーティングを行います。
- クラウドエージェントを活用した収益の期待や活動計画をお聞かせいただき、貴社に最適な支援方法を決定します。

本日はありがとうございました。
本サービスに関するご質問やご意見は、
下記連絡先よりお問い合わせください。
<https://waaq.jp/p/grooves/o38fl9pj9j>

株式会社グルーヴス



E-mail

info_agent@crowd-agent.com



TEL

03-5774-9547（平日10:00～18:00）



クラウドエージェント事業部